

日本のソーシャルワーカーの未来

—社会福祉士に指摘される課題からの分析—

木下 大生

武蔵野大学人間科学部准教授

はじめに

2013年にカール・B・フレイ(Carl B. Frey)とマイケル・A・オズボーン(Michael A. Osborne)の両氏が刊行した論文「未来の雇用：コンピュータ化は職業にどのような影響をもたらすか？(The Future of Employment: How Susceptible Are Jobs to Computerisation?)」では、人工知能による職業の代替可能性が取り上げられた。「人(労働者)が人工知能に勝るために、創造性と社会的技術を身に着けなくてはならない」と締めくられたこの論文の末尾には、コンピュータ化の可能性が低い職業が順に掲載されている。今回分析された702種の職業に3種のソーシャルワーカーが登場するが、4位にMental Health and Substance Abuse Social Workers、8位にHealthcare Social Workers、うち2種が上位に位置づけられていた。

ソーシャルワーカーは、19世紀後半から20世

紀初頭にイギリスとアメリカでほぼ同時期に発祥し、現在では多くの国に広がっている職業である。1928年に各国のソーシャルワーカーの職能団体によって結成された国際ソーシャルワーカー連盟 International Federation of Social Workers (IFSW) には概ね120の国が加盟しており、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(以下、グローバル定義)で以下のように示されている。

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける」(IFSW:2014)

きのした だいせい

筑波大学大学院人間科学研究科博士後期課程修了。博士(リハビリテーション科学)。専門は、障害者福祉、司法福祉、ソーシャルワーク。国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部、聖学院大学人間科学部を経て現職。著書に『知りたい！ソーシャルワーカーの仕事』(2015 岩波書店 共著)、『ソーシャルワーカーのジリツ』(2016 生活書院 共著)、『司法と福祉の連携』の展開と課題』(近刊予定 現代人文社 共著など)。

この職業が、コンピュータ化されにくいと評価されたのは、創造的で社会的技術を身に着けた職業と評されたためであるが、なぜソーシャルワーカーは創造的で社会的技術を発揮していると評価されるのであろうか。これについては、グローバル定義から少なくとも2つ考えられる。1つは、非常に多くの要素が複合的に絡み合って生じている個人の生活課題の要因を紐解き、緩和・解決の方向性を

見出そうとするのと同時にそれによる人々のウェルビーイングの向上も視野に入れること。1つは、個々人の生活課題の共通性を見出し、その遠因となっている環境的要因の緩和・解決のために社会変革、社会開発に取り組むこと、があげられるのではないかだろうか。この2点を遂行するためには社会的技術(コミュニケーション能力)が必要である。課題が環境要因から湧出していたとしたら社会変革や社会開発を行う創造性が求められる。このような要素が、コンピュータ化が困難との結果に結び付いたのではないかと考える。

ただこの結果は、言うまでもなくソーシャルワーカーの専門性やアイデンティティが継続して保持されること、また定義で説明されているミッションや役割を果たせていることが前提となろう。

しかし、現在日本においては、ソーシャルワーカーはアイデンティティを堅持し得ていない、ミッションを果たし得ていない、とアイデンティティにかかる2つの指摘がなされている。これら指摘は、未来の職業のあり様にかかわるものであり、今後どのように舵を切るかによってそのあり様が大きく変化する。日本のソーシャルワーカーは現在そのような岐路に立たされている。

そこで本稿では、日本におけるソーシャルワーカーの現状から、ソーシャルワーカーの未来を左右すると考えられる事項を整理し、そのあり方について論考したい。

なお、日本にソーシャルワークが紹介されたのは1920年代からであり歴史は古いが、本稿では、社会福祉士国家資格を中心にソーシャルワーカーの課題を分析するため、過去は社会福祉士が創設された時期からの振り返りとする。また、ソーシャルワーカー国家資格には、社会福祉士、精神保健福祉士があるが、本稿では先に創設された社会福祉士に焦点化することとする。

ソーシャルワーカーの過去—社会福祉士国家資格創設直後に指摘された課題整理

ソーシャルワーカーの国家資格として社会福祉

士が創設されたのは1987年のことであった。それ以前は福祉職の国家資格がなく、また待遇条件や社会的地位が低迷していたため、国家資格が創設されることでその改善が期待されていた。

しかし、社会福祉士資格は免許制のような業務独占資格とはならず、また福祉施設や機関への配置の基準、つまり法によって社会福祉士の配置の義務付けをされた施設や機関はなかった。そのため資格保持者と資格不保持者との差異が図られず、また期待された待遇改善や社会的地位向上には必ずしも結び付いていかなかった。

この状況に対して、社会福祉士資格のあり方をめぐり、多くの課題が指摘された。課題は多岐に亘ったが、特に集中したのは業務独占資格ではない」「福祉施設や機関に配置基準がない」「相談援助の専門性が明確ではない」の3点であった(木下2018)。

このように課題が整理され、特に業務独占であるべきか否かについての議論が盛んにおこなわれたが、業務範囲の輪郭の明確化が困難であるため業務独占資格として位置づけられることは難しいことが強調された(阿部 1988:70、古瀬 1994:153、橋本 1994:30、京極 1998:252)。これが福祉業界で消極的な姿勢ではあったが受け入れられ、議論はトーンダウンしていった。一方、福祉施設や機関に社会福祉士を法の規定により配置し実質的に業務独占化していくこと、またそのためには明確な専門性とそれを高めていく必要があること、さらに福祉施設や機関といった福祉の領域だけではなく、これまでソーシャルワーカーが働いていない領域への職域拡大も主張されるようになり(日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会 2006:17)現在に至っている。

ソーシャルワーカーの現在—「職域拡大」と「ミッション遂行」にみる課題

そして現在は、ソーシャルワーカーのアイデンティティにかかる課題、すなわち「職域拡大」と「ミッション遂行」に関連する2点の課題が指摘されている。

この2つの事項への対応策がソーシャルワーカーの未来を左右すると筆者は考えている。それがどのようなことであるか。以下に、それぞれの内容について詳説していきたい。

(1) 「職域拡大」から生じた課題—司法と福祉の連携とアイデンティティの揺らぎの懸念

ソーシャルワーカーが活動する場は主として福祉領域であったが、職能団体を中心として職域拡大を目指された。その念願通り、現在国の省庁単位でみると、社会福祉士資格を司る厚生労働省以外に、文部科学省と法務省の2つの省庁によってソーシャルワーカーが活用されはじめている。前者は2008年よりスクールソーシャルワーカー活用事業において、後者は2002年より刑務所等矯正施設において出所時等の支援者として、また2014年より福祉専門官という新たな職種が創設され、社会福祉士等ソーシャルワーカー資格所持者が人材として求められ、活用されるに至っている。そしてこの法務省での活用、言い換えると「司法と福祉の連携」において課題が指摘されている。

2000年代初頭に、刑務所、少年院などの矯正施設に高齢者や障害者など福祉の支援が必要と考えられる人が入所していることが認識され、「司法と福祉の連携」が強調され始めた。具体的には、矯正施設退所後に、福祉の支援や制度利用が再犯防止につながることが強調され、矯正施設退所後や執行猶予判決を受け帰住先がない人を福祉施設や機関につなぐことが開始された。

矯正施設内に配置されたソーシャルワーカーは、福祉の支援が必要と判断された入所者が退所の際に、本人の意思確認をした上で、福祉の支援につながるための連絡調整を行っている。また、そのような人を実際に福祉施設や機関で受け入れ、支援を行っているが、このような仕組みは、本人が支援に結びつき個人の権利擁護や回復につながること、また生活が安定することで再犯が防止され社会防衛機能も果たすことから非常に合理的であると受け止められよう。

ただ、「司法と福祉の連携」において指摘されて

いるのが「福祉の司法化」である。つまり、矯正施設から退所した人を福祉施設や機関で受けた場合、すでに刑期が終了しているにもかかわらず、本来の人権擁護・回復の立場からの関りではなく、福祉の名のもとに再犯防止の観点から本人を監視・行動制限をかける、予防拘禁的関り、すなわち人権抑制・侵害に相当するような関わりを行うことについての懸念である(土井 2014:77)。

社会福祉士有資格者の職能団体である日本社会福祉士会に、2008年リーガル・ソーシャルワーク委員会(以下、委員会)が発足し、司法領域に関わるソーシャルワーカーのあり方が現在も検討されているが、上記のような懸念は、委員会から再犯防止に軸足が置かれた発信が継続して見受けられたことから生じていると考える。具体的には、委員会設立初期の頃の報告書には、再犯防止がソーシャルワーカーの使命であることを主旨とした文言がみられているが(日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク委員会 2009、2010、2011、2014)、この状況に対して、司法福祉研究者らからその姿勢に対して疑義が示されている(水藤 2016:53)。

再犯防止を第一義的目的とした関りがソーシャルワーカーの役割ではないことについて、筆者も同様の考えであり、例え他領域との新たな連携による職域拡大であったとしても、元来のソーシャルワーカーが拠り所にする人権擁護に根差した支援が展開されるべきであると考える。もしこのまま「司法と福祉の連携」において、福祉の司法化が進むようであれば、これはソーシャルワーカーのアイデンティティの危機にほかならない。今回の件を契機として、日本社会福祉士会などソーシャルワーカー職能団体を中心に、司法領域との連携におけるソーシャルワーカー役割の整理と再確認が必要であると考える。

(2) 「ミッション遂行の状況」—ミッションは果たされているのか

社会福祉士資格の課題として指摘されてきた主たる3点を先に紹介したが、資格創設後30年が経過し、また近年、これまでにはあまりみられなかつた、ソーシャルアクションの不在についての指摘が

近年増加している（木下ほか 2015：61-63、高良 2017：3）。ソーシャルアクションとは、「…社会資源の創出、社会参加の促進、社環境の改善、政策形成等、ソーシャルワーク過程の重要な援助および支援方法の一つである」（現代社会福祉辞典 2003：299）とされ、先にみたグローバル定義の中で示されていた「社会変革」「社会開発」につながる、もしくは同義の内容である。

本来ソーシャルワーカーのミッションであるソーシャルアクションの実践の状況は調査によって非常に低いことが報告されている（高良 2013:51）。この理由は横山ら（2011：347）の調査で主として職場環境が外に向けてソーシャルアクションを展開しにくい状況があることに起因することが示されている。

この他に考えられる理由として、少なくとも2点があげられる。1つは、ソーシャルアクションは内容や取り組みによって政治色を帯び、あるいは先鋭化するため、ソーシャルワーカーが主導的役割を果たすことは少なくなってきたこと（田中 2015：164-165）、2つはそもそも国が示す社会福祉士養成のプログラム範囲にソーシャルアクションが含まれておらず、そのため各出版社が出すテキストにもソーシャルアクションが掲載されている割合が少ない（高良 2017：51-52）。したがって社会福祉士養成課程でソーシャルアクションが教授されないことである。

ソーシャルワーカーの使命であるソーシャルアクションが展開できていない状況は、自ら定義した職業内容を遂行できていないことであるため、これが欠落しているとアイデンティティを保持できていなくなる。ソーシャルワーカーが、職業としての存在意義にかかる問題であると考える。

この状況改善のためには、アクションが展開できない要素の改善が必要であるが、高良が指摘するソーシャルワーカー相当の国家資格である社会福祉士の養成課程のプログラムの範囲にソーシャルアクションが含まれていない状況は、今後ソーシャルワーカーである社会福祉士が、ミッションの1つであるソーシャルアクションを学ぶ機会がないことを意味し、ソーシャルワーカーとしてのアイデン

ティティを確立・保持していくことにつながらない非常に深刻な状況であるといえる。

この状況は、社会福祉士養成教育プログラムが、ソーシャルワークを矮小化しているとの理解を逃れることはできない。今後ソーシャルワーカーは、矮小化されたソーシャルワークを是正し、本来のソーシャルワークをどのように取り戻すのか検討しなければならないと考える。そうでなければ、日本で展開されるソーシャルワークは、個人の支援に留まつた歪曲されたものであり、グローバル基準でとられた場合、もはやそれはソーシャルワークと認識されなくなってしまうであろう。ソーシャルワーカーは、人と環境に働きかける本来の専門性とアイデンティティを回復することが求められる。

考察—ソーシャルワーカーの未来

フレイとオズボーンの研究で、今後10～20年の間にコンピュータが代替可能と予測された職業が多くある中で、ソーシャルワーカーはその波にのまれる可能性が低いと示された。

この結果からコンピュータに職を奪われることを案じる必要性が低下したのかもしれない。しかし、それはあくまでもソーシャルワーカーがアイデンティティを保持すること、また創造的な社会スキルを継続して発揮できることが条件になる。

今回確認したように、日本のソーシャルワーカーは現在アイデンティティの揺らぎに直面している。これは「司法と福祉の連携」におけるいち領域に過ぎない例だが、今後職域の拡大を標榜し目指し続けているソーシャルワーカーが、新たな職域を開拓しそこに他領域との連携が生じたとしたら、その都度アイデンティティが揺らぐ可能性を秘めていることが考えられる。

また、自身で規定し社会からも期待されていると考えられるミッションを果たし得ていない状況にある。すなわち、社会福祉士養成のプログラムから社会変革にかかるソーシャルアクションが削除され、実践において遂行されていない。この状況もやはりアイデンティティにかかる課題である。これは今回の

フレイとオズボーン論文で示された創造性も欠くことも意味する。

以上のことから、日本のソーシャルワーカーは、ソーシャルワーカーとしての確固たるアイデンティティ確立のための検討が必要と考える。そのためには、他領域との連携におけるアイデンティティの状況確認と必要があれば修正、またソーシャルアクションを展開できる知識・技術を身に着けた人材育成と環境整備を喫緊の課題として提案したい。■

《参考・引用文献》

- 阿部實（1988）「社会福祉士及び介護福祉士法の制定と福祉専門教育の将来展望」『月刊福祉』7月号、p 68-73.
- Carl Benedikt Frey, Michael A. Osborne (2013) ‘The Future of Employment: How Susceptible Are Jobs to Computerisation?’Technological Forecasting and Social Change, 1-72.
- 土井政和（2014）「刑事司法と福祉の連携をめぐる今日の課題」『犯罪社会学研究』第39号、p67-81.
- 古瀬徹（1994）「今日の福祉状況とマンパワーの量的・質的確保策」『社会福祉研究』60号、p 152-157.
- 秋元美世、藤村正之ほか（2003）『現代社会福祉辞典』有斐閣、p 299.
- 橋本正明（1994）「社会福祉士および社会福祉士会の現状と将来の展望」『月刊福祉』第77巻7号、p 28-31.
- 木下大生（2018）「司法と福祉の連携による福祉の司法化のリスクファクターとその影響に関する検討」土井政和、正木祐史、水藤昌彦、森久智江編『「司法と福祉の連携」「司法と福祉の連携」の展開と課題』現代人文社（2018年5月発刊予定）。
- 木下大生、藤田孝典（2015）『知りたい！ソーシャルワーカーの仕事』岩波書店。
- 高良麻子（2013）「日本の社会福祉士によるソーシャル・アクションの認識と実践」『社会福祉学』第53号4巻、42-53.
- 高良麻子（2017）『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル－「制度からの排除」への対処』中央法規出版。
- 京極高宣（1998）『新版 日本の福祉士制度』中央法規出版。
- 水藤昌彦（2016）「近年の刑事司法と福祉の連携にみるリスクとセキュリティ」『犯罪社会学研究』41（0）47-61.
- 日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会合同検討委員会（2006）『社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて』。
- 日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会（2009）『刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業報告書』。
- 日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会（2010）『更生保護等司法と福祉との連携を担う社会福祉士の養成事業報告書』。
- 日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会（2011）『地域生活定着支援センターの機能充実に向けた調査研究事業報告書』。
- 日本社会福祉士会リーガル・ソーシャルワーク研究委員会（2014）『平成25年度セーフティネット支援対策事業等事業費補助金社会福祉推進事業被疑者・被告人への福祉的支援委に関する弁護士・社会福祉士の連携モデル推進事業報告書』。
- 田中英樹「社会資源の活用と開発」日本地域福祉研究所監修『コミュニティソーシャルワークの理論と実践』中央法規出版、161-171.
- 横山壽一、阿部敦ほか（2011）『社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置づけと教育効果—社会福祉士の抱く福祉観の検証』金沢電子出版。

